省　令

○総務省令第六十号

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）の一部及び建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第十号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条の二の二第一項、第十七条の三の三及び第十七条の八第五項並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第二項第二号イ、第十三条第一項、第三十一条第一項、第三十七条第五号並びに別表第一(二)項ハ及びニの規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十七日

総務大臣　山本　早苗

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の四第四項第十三号を同項第十五号とし、同項第十二号中「第二条第三十三号」を「第二条第三十五号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第七号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第六号中「第四条の二十第三項に規定する建築設備検査資格者で、建築設備」を「第六条の六の表の(二)項のは欄に規定する建築設備検査員で、建築設備（昇降機を除く。）及び防火設備（同表の(二)項のろ欄に規定する国土交通大臣が定めたものに限る。）」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　建築基準法施行規則第六条の六の表の(三)項のは欄に規定する防火設備検査員で、防火設備（前号の防火設備を除く。）の検査について五年以上の実務の経験を有する者

第四条の二の四第四項第五号中「第四条の二十第一項に規定する特殊建築物等調査資格者で、特殊建築物等」を「第六条の六の表の(一)項のは欄に規定する特定建築物調査員で、特定建築物」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の二を同項第四号とする。

第五条第一項第一号中「以下」を「次号及び次項第二号において」に改め、同条第二項第二号中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）」を「風営法」に改める。

第十三条の二第一項中「第十四条」を「第十四条第一項第一号」に改める。

第三十一条の六第六項第二号中「第三条」を「第二条第四項」に改め、同項第四号中「第三条」を「第四条」に改め、同項第五号中「又は第三項に規定する国土交通大臣が定める資格を有する」を「に規定する建築物調査員資格者証の交付を受けている者又は同条第三項に規定する建築設備等検査員資格者証の交付を受けている」に改める。

第三十一条の八第二号中「大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法」を「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」に改める。

第三十二条の二第一項中「第一条」を「第一条第五号」に改める。

第三十三条の十一第六項中「（消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）第三条第四項の専科教育をいう。）」及び「（同基準第九条第一項の機関科をいう。）」を削り、「もの」を「者」に改める。

第三十四条の四第二号中「（昭和四十年通商産業省令第六十号）第四十一条第四項ただし書に規定する」を「（平成九年通商産業省令第五十一号）第三十三条第一項、第四十三条又は第六十三条の規定により設置する」に改め、同条第三号中「第十条第十二号」を「第七条第一項第十五号」に、「第十二条第十八号及び第七十八条第一項第九号の五」を「第六条第一項第三十一号、第七条の三第一項第七号及び第五十五条第一項第二十六号」に改め、同条第四号中「（昭和四十五年通商産業省令第九十八号）」を「（平成十二年通商産業省令第百十一号）」に改める。

附　則

この省令は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日）から施行する。

○総務省令第六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十七日

総務大臣　山本　早苗

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「、労働者災害補償保険料及び保証料」を「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の地方自治法施行規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。